【指定訪問介護及び東大和市総合事業の利用料等】

（指定訪問介護）

<table>
<tr><th>サービス内容</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>身体介護
２０分未満
２０分以上３０分未満
３０分以上１時間未満
１時間以上１時間半未満
１時間半を超えて３０分を増すごとに</td><td>１，７６６円
２，６４４円
４，１９５円
６，１４６円
８８８円追加</td><td rowspan="2">身体介護に引き続き所要時間２０分以上の生活援助を行ったとき、所要時間２０分から計算して２５分を増すごとに
７０４円</td></tr>
<tr><td>生活援助
２０分以上４５分未満
４５分以上</td><td>１，９４０円
２，３８４円</td></tr>
<tr><td>通院等昇降介助</td><td colspan="2">１，０５１円</td></tr>
<tr><td>特定事業所加算Ⅰ
特定事業所加算Ⅱ
特定事業所加算Ⅲ
特定事業所加算Ⅳ</td><td colspan="2">算定された介護保険給付対象サービスの利用料の
１００分の２０に相当する額
１００分の１０に相当する額
１００分の１０に相当する額
１００分の３に相当する額</td></tr>
<tr><td>緊急時訪問介護加算</td><td colspan="2">１，０８４円</td></tr>
<tr><td>初回加算</td><td colspan="2">２，１６８円</td></tr>
<tr><td>生活機能向上連携加算Ⅰ
生活機能向上連携加算Ⅱ</td><td colspan="2">１，０８４円
２，１６８円</td></tr>
<tr><td>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</td><td colspan="2">算定された介護保険給付対象サービスの利用料の１０００分の２４５に相当する額</td></tr>
</table>

＊　夜間（１８：００～２１：００）又は早朝（７：００～８：００）の場合　２５％増し

＊　訪問介護員２名派遣の場合　２００/１００

＊　法定代理受領の場合は上記金額の１割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）または２割または３割。

（東大和市介護予防・日常生活支援総合事業）

独自型サービス			
利用料	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	３，１１１円	１回につき
	生活援助が中心 ２０分以上４５分未満の場合 ４５分以上の場合	１，９４０円 ２，３８４円	１回につき
	短時間の身体介護が中心である場合	１，７６６円	１回につき
初回加算		２，１６８円	１月につき
生活機能向上連携加算		１，０８４円	１月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		算定された介護保険給付対象サービスの利用料の１０００分の２４５に相当する額	
緩和型サービス			
利用料	訪問緩和型サービス（有資格者）	２，８０７円	１回につき
	訪問緩和型サービス（認定ヘルパー）	２，４９３円	１回につき
初回加算		２，１６８円	１月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		有資格者　２，９８１円 認定ヘルパー ２，６５５円	１月につき

※ １　法定代理受領の場合は上記金額の１割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）または２割または３割。

※ ２　原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。